

公立義務教育諸学校非常勤講師の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する非常勤職員として任用し、市町村立小・中学校等に配置する非常勤講師の勤務条件等は次のとおりです。

1 任用期間及び勤務時間

(1) 初任者研修非常勤講師

ア 小・中学校の指導教員に係る非常勤講師

1日6時間、年間70日

イ 初任者の機関研修に係る非常勤講師

1日7時間、年間8日

(2) 長期研修代替非常勤講師

週5日 1日5時間、本務者の研修期間内

(3) 妊娠教員体育代替非常勤講師

ア 小学校の場合：週6時間、妊娠判明時から産前休暇に入るまでの期間

イ 中学校の場合：週13時間、妊娠判明時から産前休暇に入るまでの期間

(4) 免許外教科担任非常勤講師

1日4時間以内、年間70日（派遣校の実情により、時間数増や日数増の場合有り）

(5) 少人数指導非常勤講師

1日5時間、年間175日

(6) 学級運営等の改善のための非常勤講師

1日3時間、週5日、年間60日（年間20日間まで延長する場合有り）

又は、1日4時間、週5日、年間45日（年間15日間まで延長する場合有り）

(7) 小1問題対応非常勤講師

4月第2週から9月までの期間内で、100日を限度とする。

週29時間以下、年間420時間以下

(8) 妊娠養護教員対応非常勤講師

週25時間（4月から7月の間に限る）

(9) 小学校専科非常勤講師

1日5時間、年間175日

(10) 欠員等対応非常勤講師

週25時間以下、年間175日以内

※「年間」とは、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）内のこと

※欠員等対応非常勤講師を除き、1日の最低勤務時間は2時間です。（別表1参照）また、週の上限を超えての勤務は出来ません。

2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中・義務教育学校

3 職 務

非常勤講師は、授業その他必要な業務（授業日に行う教材研究等）を担当します。

4 任用等

- (1) 県教育委員会にパートタイムの会計年度任用職員である非常勤職員として採用され、市町村教育委員会に派遣されます。
- (2) 市町村教育委員会からは勤務場所となる学校の非常勤講師に任命されます。
- (3) 人事異動通知書（辞令）は、県教育委員会の辞令と市町村教育委員会の辞令の2通が交付されます。

5 服 務

非常勤講師の服務監督は、市町村教育委員会が行います。

6 勤務日及び勤務時間の割振り

1週間の勤務日数及び勤務時間数は、県教育委員会の辞令によります。具体的な週の勤務日（曜日）及び勤務時間の割振りは、勤務場所の学校の校長が別途指定します。
なお、学校運営上の都合により勤務日の割振りの変更となる場合があります。

7 年次休暇

任用される時期及び1年間の所定勤務日数に応じて一定の日数が付与されます。

年次休暇は1日を単位としますが、特に必要があると認められる場合は、1時間単位の年次休暇を受けることができます。

8 報酬及び費用弁償

- (1) 報酬は会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（以下、条例）及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（以下、規則）等に基づき、以下の方法により計算します。

「1日の勤務時間に応じた報酬日額」×「前月の勤務日数」

※1日の勤務時間が日によって異なる場合は、以下の例のように計算します。

例	1日の勤務時間が4時間の日の日数	5日
	1日の勤務時間が3時間の日の日数	4日
	4時間勤務の日額×5日 + 3時間勤務の日額×4日	

- (2) 通勤方法・距離等に応じて通勤費用に相当する額（費用弁償）が支給されます。
なお、費用弁償は運賃や経路、距離や所要時間を勘案し総合的に判断するため、必ずしも申告した通勤経路に基づく金額算出とならない場合があります。あらかじめ御了承ください。
- (3) 報酬及び費用弁償は、前月の勤務実績に基づいて、翌月の報酬支払日に支給されます。
例 4月分報酬及び費用弁償 → 5月21日に支給

なお、支給日が金融機関営業日以外の日（土曜日、日曜日、祝日）にあたる場合は、その前で最も近い金融機関営業日となります。

- (4) 原則として、一会計年度における任期が6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者には条例や規則等に基づき期末手当及び勤勉手当が支給されます。

期末手当は6月と12月に、平均報酬月額に支給月数及び在職期間に応じた期間率を乗じた額が支給されます。

- (5) 1日の勤務時間に応じた報酬額は、非常勤講師の種類及び所有する免許状の種別により定額が決まっています。

なお、本年度の1日の勤務時間に応じた報酬額は別表1及び2のとおりです。

9 退職

- (1) 非常勤講師は、原則として任用期間の満了により退職となります。

- (2) 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。

ア 勤務成績が良好でない場合

イ 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合

ウ 上記ア、イに規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

エ 職制の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

オ 刑事事件に関し、起訴された場合

カ 研修等対象者（本務者）が長期にわたり研修の受講等が不可能となった場合

キ 本務者の休暇期間等が変更となった場合

10 退職手当

退職手当は支給されません。

11 健康保険・年金について

非常勤講師は、任用期間が2か月以上あり、かつ一定の加入要件を満たす場合は、健康保険制度は公立学校共済組合（短期組合員）、年金保険制度は、厚生年金（第1号厚生年金被保険者）が適用されます。

12 労働者災害補償保険（労災保険）の適用

業務上又は通勤による災害を受けた場合には、労働者災害補償保険法に基づき給付が行われます。

この保険への加入手続は教職員課県費事務担当で行います。また、保険料は事業主で負担します。

13 雇用保険について

雇用保険法の被保険者に該当する者は、雇用保険に加入します。

この保険への加入手続等は教職員課県費事務担当で行います。また、保険料については、事業主及び被保険者の双方が負担することとなります。

14 所得税の確定申告

毎年1月末までに源泉徴収票をお渡ししますので、所得税の確定申告を行ってください。

別表1 【任期が6月以上の非常勤講師の報酬日額】

※原則として、期末手当及び勤勉手当の支給対象となります。

該当する非常勤講師（任期が6月未満の場合は、別表2による。） <input type="radio"/> 初任者研修非常勤講師 <input type="radio"/> 免許外教科担任非常勤講師 <input type="radio"/> 少人数指導非常勤講師 <input type="radio"/> 小学校専科非常勤講師 <input type="radio"/> 欠員等対応非常勤講師		
1日の勤務時間	普通免許状所有者	臨時免許状所有者
1時間	2,581円	2,084円
2時間	5,163円	4,168円
3時間	7,744円	6,252円
4時間	10,326円	8,337円
5時間	12,907円	10,421円
6時間	15,489円	12,505円
7時間	18,071円	14,590円

※ 欠員等対応非常勤講師を除き、1日の最低勤務時間は2時間です。

令和8年4月1日現在

別表2 【任期が6月未満の非常勤講師の報酬日額】

該当する非常勤講師 <input type="radio"/> 長期研修代替非常勤講師 <input type="radio"/> 妊娠教員体育代替非常勤講師 <input type="radio"/> 学級運営改善のための非常勤講師 <input type="radio"/> 小1問題対応非常勤講師 <input type="radio"/> 妊娠養護教員対応非常勤講師 <input type="radio"/> 欠員等対応非常勤講師		
1日の勤務時間	普通免許状所有者	臨時免許状所有者
1時間	3,097円	2,500円
2時間	6,194円	5,002円
3時間	9,293円	7,502円
4時間	12,390円	10,004円
5時間	15,489円	12,505円
6時間	18,586円	15,006円
7時間	21,684円	17,508円

※ 欠員等対応非常勤講師を除き、1日の最低勤務時間は2時間です。

※ 任用期間が6月未満の為、原則期末手当及び勤勉手当の支給対象となりませんが、一会計年度内で6月未満の非常勤講師に2つ以上採用されたことにより、任用期間が通算して6月以上となる場合は、期末手当及び勤勉手当の支給対象となる場合があります。

令和8年4月1日現在